

大間町ふるさと応援寄附条例

平成20年12月9日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7の規定による寄附金の管理運用を補完し、大間町の発展を願い、応援しようとする個人（以下「寄附者」という。）の寄附金を財源として各種事業を実施し、寄附者の大間町を思う気持ちを実現化することにより、多様な人々の参加による活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 芸術・文化の振興に関する事業
- (2) 環境の保全に関する事業
- (3) 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- (4) 健康・教育・スポーツの振興に関する事業
- (5) 交通の発達及び改善に関する事業
- (6) その他、産業振興等ふるさと活性化のために町長が必要と認める事業

(寄附金の管理運用)

第3条 寄附金は、大間町ふるさと応援基金条例（平成20年大間町条例第18号）に基づく基金により管理し、運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(寄附金の使途指定)

第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条に掲げる事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 寄附者が寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、同条第6号の事業の指定があったものとみなす。

(適用除外)

第5条 寄附金以外の寄附については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。